広島県公立高等学校入学者選抜における特別措置について

広島県公立高等学校入学者選抜では、疾病又は障害等のために、受検する際に特別な配慮を希望する者に対して、申請に基づき特別措置を実施しています。

特別措置を希望する場合は、受検前に余裕を持って中学校の先生に相談してください。

１　特別措置の内容例

特別措置は、申請に基づき受検者個々の状況に応じて検討し、入学者選抜という特性上、公平性の観点も踏まえて、特別措置の可否及び実施内容を決定します。なお、下に示した内容は例であり、記載以外の特別な配慮も特別措置の対象となり得るため、中学校の先生に相談してください。

特別措置の種別	特別措置の内容例
検査用紙に関する特別措置	○　点字検査用紙の使用を認める。 ○　拡大検査用紙の使用を認める。 ○　ルビを振り拡大した検査用紙の使用を認める。
検査方法に関する特別措置	○　実音聴取に代わる筆記問題を受検させる。 ○　筆記が困難で代筆による解答を必要とする場合、高等学校職員による代筆を認める。 ○　問題文等の読み上げを認める。 ○　ＩＣＴ等支援機器の使用を認める。 ○　まばたきによる意思伝達の解答を認める。
検査時間に関する特別措置	○　筆記に時間がかかる場合、検査時間の延長を認める。
検査場や座席に関する特別措置	○　別室での受検を認める。 ○　席の位置を配慮する。
持参して使用するものに関する特別措置	○　拡大鏡、単眼鏡、拡大読書器等の使用を認める。 ○　補聴器や補聴援助システムの使用を認める。 ○　車椅子での受検を認める。 ○　車椅子用の机の使用を認める。 ○　受検に支障のない大きさの机を用意する。 ○　普段使用している机、椅子の使用を認める。 ○　医療用器具、歩行器、杖、毛布、帽子、バンダナ、マスク、水筒等の持込みや、タオル（無地・白色）、ハンカチ、下敷き、文鎮等の机上での使用を認める。
自己表現や面接に関する特別措置	○　時間延長を認める。 ○　検査官が質問事項をメモで示す。 ○　ホワイトボードを持込み、筆談での質疑応答を認める。 ○　集団面接を個人面接とする。 ○　自己表現や面接における検査官の話し方、声の大きさに配慮する。 ○　自己表現や面接の順番について配慮する。
その他の特別措置	○　移動の際の介助を高等学校職員が行う。 ○　保護者、ヘルパー、中学校職員等の移動やトイレの際の介助を認める。 ○　保護者やヘルパー等の別室待機又は同室待機を認める。 ○　エレベーターの使用について配慮する。 ○　糖尿病等を理由に補食をとるための別室を用意する。

２　申請手続

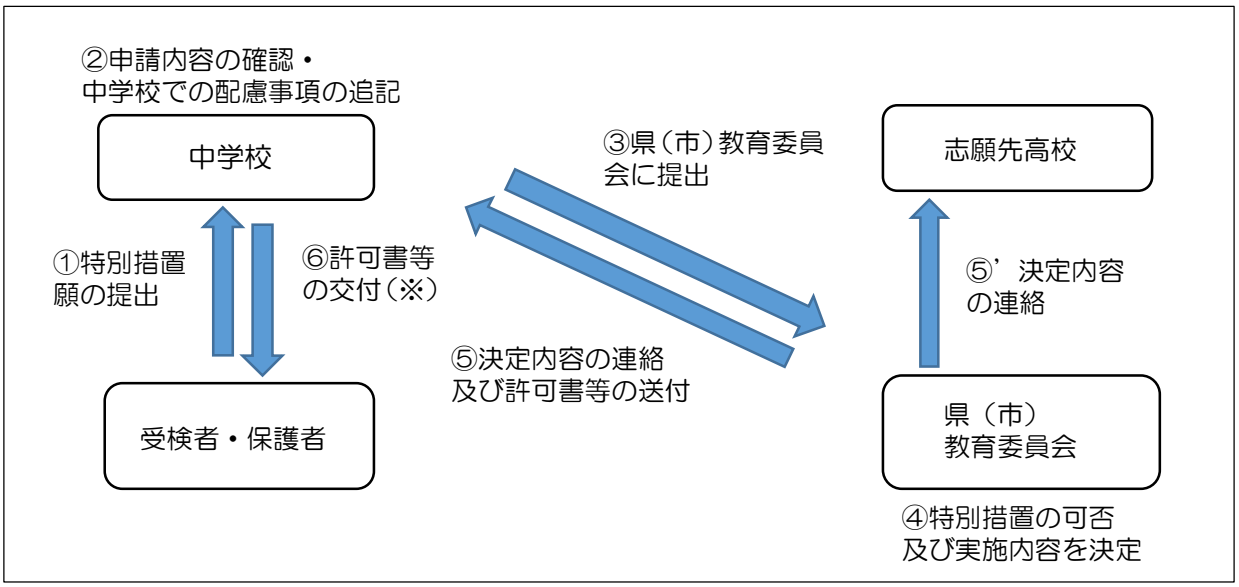
申請手続は、希望する特別措置の内容等によって次のとおり申請の流れが異なります。

受検者・保護者・中学校は、受検者の疾病又は障害等の状態、中学校での生活の様子や配慮の内容等を踏まえ、入学者選抜に関する特別措置願（以下「特別措置願」という。）に希望する特別措置の内容等を記載してください。

(1)　点字検査用紙を必要とする者

特別措置願について、出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出する。

【標準的な申請の流れ】



※交付された許可書は、出願時に中学校長を経由して志願先高等学校長に提出してください。

(2)　機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、発達障害を理由に特別措置を希望する者

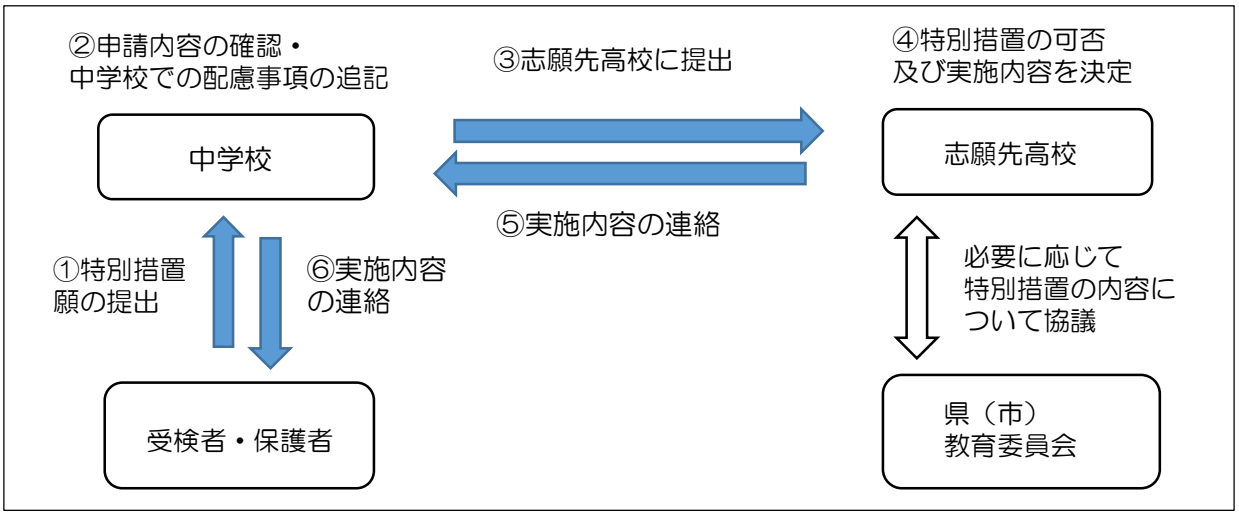
特別措置願、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等について、出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出する。

【標準的な申請の流れ】　(1)と同じ

(3)　(1) (2) 以外の特別措置を希望する者

特別措置願について、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

【標準的な申請の流れ】



３　申請書の様式

入学者選抜に関する特別措置願（広島県公立高等学校入学者選抜実施要項　様式第３号）

４　申請期間

「２　申請手続」の(1)から(3)に記載した所定の申請書等を提出する際の期限については、広島県公立高等学校入学者選抜実施要項で確認してください。

５　問合せ先

御不明な点がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部教育改革課

電話：０８２－５１３－４９９２